

公安委員会総括文書管理者の指定等に関する訓令

〔平成13年12月18日〕
本部訓令第22号

(趣旨)

第1条 この訓令は、兵庫県公安委員会公文書管理規則（令和3年兵庫県公安委員会規則第 号。以下「公委規則」という。）及び公安委員会公文書の管理に関する訓令（平成13年兵庫県公安委員会訓令第5号。以下「公委訓令」という。）の規定に基づき、公安委員会総括文書管理者の指定等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 公委規則に定めるところによる定義規定及び略称規定は、この訓令において適用する。

(用語の定義)

第2条 この訓令において「所属」とは、兵庫県警察公文書管理規程（令和3年兵庫県警察本部告示第 号）第2条第3号に規定する所属をいう。

(総括文書管理者の指定)

第3条 公委規則第4条第2項に規定する警察職員は、総務部総務課長とする。

(文書管理者の指定)

第4条 公委規則第5条第2項に規定する警察職員は、総務部総務課公安委員会補佐室（以下「公安委員会補佐室」という。）の長とする。

(受付印等)

第5条 公委訓令第5条第1項に規定する受付印は公安委員会受付印と、同条第2項に規定する簿冊は公安委員会文書收受簿とし、公安委員会補佐室に備え付けるものとする。

2 公安委員会受付印及び公安委員会文書收受簿の様式は、総務部長が別に定める。

(告示番号簿等)

第6条 公委訓令第6条第1項に規定する文書番号は、公安委員会公文書の種類に応じ、次項の規定により公委訓令第6条第2項に規定する簿冊を備え付ける所属又は公安委員会補佐室の長が交付するものとする。

2 公委訓令第6条第2項に規定する簿冊は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定めるところに備え付けるものとする。

(1) 公安委員会告示番号簿 公安委員会補佐室

(2) 公安委員会規則番号簿 公安委員会補佐室

(3) 公安委員会訓令番号簿 公安委員会補佐室

(4) 公安委員会文書発送番号簿 公安委員会事務専決規程（昭和42年兵庫県公安委員会訓令第16号）その他の規程に基づき公安委員会の一般文書を発出することができる所属及び公安委員会補佐室

3 前項第4号に規定する所属の長は、原則として、警察本部の所属においては庶務係（庶務に関する事務を担当する係を含む。）に、警察署においては警務課に公安委員会文書発送番号簿を備え付けるものとする。

4 第2項各号に掲げる簿冊の様式は、総務部長が定める。

(簿冊の保存期間)

第7条 第5条及び第6条第2項各号に規定する簿冊の保存期間は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公安委員会文書收受簿 3年

(2) 公安委員会告示番号簿 30年

(3) 公安委員会規則番号簿 30年

(4) 公安委員会訓令番号簿 30年

(5) 公安委員会文書発送番号簿 3年

(公文書ファイル管理簿の調製及び公表)

第8条 公委規則第16条第1項に規定する公文書ファイル管理簿の調製に関して必要な事項は、総括文書管理者が定める。

2 公委規則第16条第2項の規定により調製した公文書ファイル管理簿を備える事務所は、総務部県民広報課とする。

3 公文書ファイル管理簿の様式は、総務部長が定める。

(公文書ファイル管理簿への記載)

第9条 公委規則第17条第1項に規定する公文書ファイル管理簿の記載に関し必要な事項は、総括文書管理者が定める。

(移管)

第10条 文書管理者は、公委規則第19条第1項に規定する公文書ファイル等の知事への移管（以下単に「移管」という。）をするときは、移管・廃棄簿に必要事項を記載した上、当該公文書ファイル等に移管引継書を付して総括文書管理者に送付するものとする。

2 総括文書管理者は、前項の規定による送付を受けたときは、移管をするものとする。

3 文書管理者は、第1項の場合において、当該公文書ファイル等に情報公開条例第6条に規定する非公開情報が記録されているときは、意見書を総括文書管理者に送付するものとする。

4 移管・廃棄簿、移管引継書及び意見書の様式は、総務部長が定める。

(廃棄)

第11条 文書管理者は、公委規則第19条第1項に規定する公文書ファイル等の廃棄をするときは、裁断、焼却、溶解、消去その他の復元できない方法により行わなければならない。

(送付先への通知)

第12条 文書管理者は、公委規則第20条第2項の規定により公文書ファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日を延長したときは、速やかに関係所属長等に通知しなければならない。

附 則

この訓令は、公委規則の施行の日〔平成13年12月18日〕から施行する。

附 則 (平成18年12月18日本部訓令第36号)

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月4日本部訓令第6号)

この訓令は、平成31年3月4日から施行する。

附 則 (令和3年1月19日本部訓令第1号)

この訓令は、令和3年1月19日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日本部訓令第12号)

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。